

一宮市教育委員会後援名義の使用許可基準の一部改正について

一宮市教育委員会後援名義の使用許可基準の一部改正について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和3年3月19日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信 哉

提案理由

教育委員会の所管事務の一部を活力創造部へ移管することになったことに伴い、一宮市教育委員会後援名義使用許可基準を一部改正するため、本案を提出します。

(案)

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市民の教育、芸術文化、スポーツ等の振興を図る目的で開催される各種の事業について、一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が後援名義の使用を許可する場合の基準、手続等に関し必要な事項を定める。

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行う。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が適当と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しない。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

(申請)

第3条 後援名義の使用を申請する場合は、実施する日の2か月前までに一宮市教育委員会後援名義使用許可申請書（様式1）又は申請者、事業名、日時、場所及び要項（事業内容、参加対象、人員等）を明記した書類（以下「申請書等」という。）を教育委員会の主管課長へ提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(承認と通知)

第4条 主管課長は、第2条の許可基準に従い審査を行い、教育部総務課長の合議を経て、教育長（一宮市専決規程（昭和45年一宮市規程第1号）別表第1第1号第5項の後援にあつては、教育部部長（その相当職を含む。）。次項及び第6条において同じ。）の決裁を受ける。ただし、当該申請が第2条第1項第7号に該当する場合は、教育委員会の会議において審議する。

2 主管課長は、教育長の決裁又は教育委員会の審議の結果、適当と認めるときは後援名義使用許可通

知書（様式2）により、不相当と認めたときは後援名義使用不許可通知書（様式第3）により、それぞれ申請者に対して通知する。

3 主管課長及び教育委員会は、前項の規定により承認を行うときは、必要な条件を付することができる。

（変更）

第5条 前条の後援名義使用許可通知書の交付を受けた者（以下「後援決定者」という。）は、事業内容等に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の変更の内容が、第2条各項の許可基準等に関連する場合は、主管課長は改めて審査をしなければならない。

（許可の取消し）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援決定者に対し、その許可を取り消すことができる。

(1) 後援決定者が前条の規定による届出をしないとき。

(2) 第2条第1項各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。

(3) 第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が後援決定者に後援名義の使用をそのまま認めることが不相当であると認めるとき。

（報告）

第7条 後援決定者は、後援された行事を実施し、又は中止したときは、速やかに事業実施（中止）報告書（様式第4）を主管課長に提出しなければならない。

付 則

この基準は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成29年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

一宮市教育委員会後援名義許可基準 新旧対照表

現行	改正案
<p>(申請) 第3条 後援名義の使用を申請する場合は、実施する日の2か月前までに 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請書(様式1)又は申請者、事業名、日時、場所及び要項(事業内容、参加対象、人員等)を明記した書類(以下「申請書等」という。)を教育委員会へ提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(申請) 第3条 後援名義の使用を申請する場合は、実施する日の2か月前までに 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請書(様式1)又は申請者、事業名、日時、場所及び要項(事業内容、参加対象、人員等)を明記した書類(以下「申請書等」という。)を教育委員会の<u>主管課長</u>へ提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p><u>2 前項の申請書等の提出及び後援名義の使用の許可の承認に当たっての所管は、次のとおりとする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>(1) <u>他の課に属さない事業 総務課</u> (2) <u>小学校又は中学校に関する事業及び児童又は生徒が対象となる事業 学校教育課</u> (3) <u>社会教育又は国際交流に関する事業 生涯学習課</u> (4) <u>社会体育又はスポーツに関する事業 スポーツ課</u> (5) <u>前各号に掲げる事業以外の事業 当該申請の趣旨に照らし、主管と認められる課等</u> (6) <u>2以上の課等に関係する事業 その関係する課等の合議により決定した課等</u></p>	
<p><u>(審議)</u> 第4条 教育委員会は、後援名義の使用の許可又は不許可について、教育委員会の会議において、審議するものとする。</p>	<p><u>(承認と通知)</u> 第4条 _____ _____ 主管課長は、第2条の許可基準に従い審査を行い、教育部総務課長の合議を経て、教育長(一宮市専決規程(昭和45年一宮市規程第1号)別表第1第1号第5項の後援にあつては、教育部部長(その相当職を含む。))。次項及び第6条において同じ。)の決裁を受ける。ただし、当該申請が第2条第1項第7号に該当する場合は、教育委員会の会議において審議する。</p>
	<p><u>2 主管課長は、教育長の決裁又は教育委員会の審議の結果、適当と認めたときは後援名義使用許可通知書(様式2)により、不適当と認めたときは後援名義使用不許可通知書(様式第3)により、それぞれ申請者に対して通知する。</u></p>
	<p><u>3 主管課長及び教育委員会は、前項の規定により承認を行うときは、必要な条件を付すことができる。</u></p>
<p><u>(許可書の交付)</u></p>	<p><u>(変更)</u></p>

<p>第5条 前条の会議において、使用の許可が決定された事業については、後援名義使用許可通知書（様式2）により、不許可のときは、後援名義使用不許可通知書（様式3）により、それぞれ申請者に対して通知する。</p>	<p>第5条</p> <p>前条の後援名義使用許可通知書の交付を受けた者（以下「後援決定者」という。）は、事業内容等に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出て、その許可を受けなければならない。</p>
	<p>2 前項の変更の内容が、第2条各項の許可基準等に関連する場合は、主管課長は改めて審査をしなければならない。</p>
<p>(変更)</p> <p>第6条 前条の後援名義使用許可通知書の交付を受けた者（以下「後援決定者」という。）は、事業内容等に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出て、その許可を受けなければならない。</p>	<p>(許可の取消し)</p> <p>第6条</p> <p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援決定者に対し、その許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 後援決定者が前条の規定による届出をしないとき。</p> <p>(2) 第2条第1項各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。</p> <p>(3) 第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が後援決定者に後援名義の使用をそのまま認めることが不適当であると認めるとき。</p>
<p>(報告)</p> <p>第7条 後援決定者は、後援された事業が終了した場合は、速やかに教育委員会に事業実施報告書（様式4）を提出しなければならない。</p>	<p>(報告)</p> <p>第7条 後援決定者は、後援された行事を実施し、又は中止したときは、速やかに事業実施（中止）報告書（様式第4）を主管課長に提出しなければならない。</p>

令和 3 年度一宮市社会教育方針について

令和 3 年度一宮市社会教育方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和 3 年 3 月 1 9 日

一宮市教育委員会

教育長 高 橋 信 哉

提案理由

令和 3 年度一宮市社会教育方針を定めるため、本案を提出します。

令和3年度

一宮市社会教育方針

一宮市教育委員会

私たちを取り巻く社会経済状況は、少子化による人口減少や高齢化の進行とともに、情報通信技術の飛躍的な進展やグローバル化などにより急速に変化している。さらに、今後は長寿命化が進み、「人生 100 年時代」が到来すると言われる一方で、人工知能（AI）やロボット技術などの高度な発展がもたらす新しい社会の姿として「超スマート社会（Society5.0）」の実現が提唱されている。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの社会生活のあり方を大きく変容させつつある。

このような大きな変化の中にあって、人々が生きがいを求めて充実した人生を送ることができる持続可能な社会をつくるためには、ICT の活用をはじめ時代に対応した学習活動の推進と、個々の能力を発揮できる環境の整備が求められている。

本市社会教育行政は、「持続可能な開発目標」（SDGs）の達成と生涯学習社会の実現に向けて、市民一人ひとりの学習活動を支援するとともに、学校・家庭・地域との連携・協働によるひとづくり・地域づくりを進めるため、次の目標を定め、諸活動を展開する。

重 点 目 標

- 1 一人ひとりの生涯学習を大切にするまちづくり
- 2 やすらぎとぬくもりにあふれた魅力ある地域づくり
- 3 個人の能力が生かせる男女共同参画社会づくり
- 4 思いやりと強いきずなで結ばれた温かい家庭づくり
- 5 自然と芸術・文化に親しむ心豊かな人づくり

事業計画

1 成人教育

社会情勢の急速な変化等により、現代的課題や地域における課題は多様化、複雑化し、新たな学習需要も生まれている。

こうした状況に対応するため、時代に即した学習機会の提供と市民の自主的な活動の活性化をめざし、次の諸活動を展開する。

- (1) 学習活動の推進
 - ① 成人教養講座
 - ② 市民大学公開講座
- (2) グループ・団体の育成・支援
 - ① 一宮市小中学校PTA連絡協議会及び母親代表会の支援
 - ② PTA活動、成人グループ及びサークル等自主的な活動の奨励
 - ③ 一宮市地域女性団体連絡会及び地域女性団体、一宮市女性グループ連絡会及び各種女性グループの育成
女性団体による講演会の開催
- (3) 指導者層の拡充
講師依頼実績の調査・把握
- (4) その他
自主的な活動の奨励及び学習資料の提供

2 家庭教育

家庭教育機能の低下が問われている今日、家庭における家族一人ひとりの果たす役割は極めて重要である。そこで、家庭教育基盤の回復を図るため、思いやりと強いきずなで結ばれた温かい家庭の確立、そしてその輪を地域社会に大きく広げていくことをめざし、次の諸活動を展開する。

- (1) 家庭教育推進協議会の開催
- (2) 家庭教育支援ボランティアの養成
家庭教育支援ボランティア養成講座の開催
- (3) 学習活動の推進
 - ① 家庭教育推進事業
赤ちゃんセミナー、幼児期家庭教育セミナー、
小中学生をもつ保護者のための家庭教育セミナー
 - ② 家庭教育支援事業
フレッシュママ交流会、0歳児ママのオンライン交流会、フレママひろば、
ステップアップママひろば、ぴよぴよらんど

3 青少年教育

青少年期は心身の成長発達、人格形成のうえから極めて重要な時期といえる。また、昨今の不安定な社会情勢のなかで、次代を担う青少年には大きな期待が寄せられている。こうした背景を踏まえ、体験学習や実践活動を通して人間性や社会性を養い、豊かな創造力とたくましい行動力、自主・自立と公共の精神に満ちた思いやりの心あふれる青少年の育成のために、関係各機関との連携を密に、次の諸活動を展開する。

- (1) 青少年の学習活動
 - ① 青年文化教室
 - ② 子ども教室
子どもわくわく学習会、ジュニア教室、キッズチャレンジ
- (2) 自主的な青少年活動の育成・支援
 - ① 青少年グループの育成・支援
 - ② 青年のつどい
- (3) 放課後等の学習・体験活動支援
 - ① 放課後子ども教室事業
 - ② 地域学校外活動推進事業
 - ③ 子ども情報紙「キッズi」の発行

4 文化・レクリエーション活動

市民生活にインターネットなどが普及し、様々な情報を容易に手に入れることができる現代、人と人が直接向き合う場は年々減ってきている。

このような世情のなかで、自らが興味を持って積極的に活動できる文化・レクリエーション活動を奨励し、振興を図っていくことは、文化面のみならず、人的交流を通じた個性あふれる魅力ある地域づくりといった面からも重要となっている。

現代社会における市民の高い学習意欲に応えるべく優れた芸術文化や伝統芸能などを鑑賞する機会・情報を提供するとともに、文化・レクリエーションに関する学習、発表などの活動を促進するために、次の諸活動を展開する。

- (1) 文化・レクリエーション活動の奨励
 - ① 一宮市美術展
 - ② 愛知県文化協会連合会事業への参加奨励
- (2) 学習活動の推進
 - ① 各種の文化教室
 - ② 各種のレクリエーション教室

- (3) 文化活動事業・レクリエーション事業の委託
 - ① 文化活動事業
[一宮市芸術文化協会へ委託]
一宮市芸術祭、文化講演会、民俗芸能のつどい、各種美術・文芸教室及び講習会、市民文芸集の発行、文化情報紙の発行等
 - ② レクリエーション事業
[一宮市レクリエーション協会へ委託]
一宮市レクリエーション大会、種目別大会、展示発表会、各種教室、レクリエーション指導者養成講座
- (4) 団体の育成
 - ① 一宮市芸術文化協会の組織の充実
 - ② 一宮市レクリエーション協会の組織の充実

5 国際理解の促進 (組織改編に伴い、令和3年4月から活力創造部に移管)

地球規模での人・物・情報の交流が活発化する中で、「国籍などの異なる人々が互いの文化や価値観を理解しながら多文化が共生する地域づくり」の重要性は益々高まっている。こうした情勢の中、市民と在住外国人の相互理解の促進を図るため、次の諸活動を展開する。

- (1) 国際交流員の小中学校等への派遣
海外から招致した国際交流員を小中学校などに派遣し、国際理解・国際交流活動を推進する。
- (2) 国際理解・国際化のための事業の推進 (一宮市国際交流協会との共催)
 - ① 交流事業
国際交流市民フェスタ、スポーツ交流事業、ホームステイ事業、小さな交流事業、フレンドシップ継承異文化交流事業
 - ② 研修事業
国際理解セミナー、国際交流員及び外国人講師等による国際理解セミナー、国際交流ボランティア育成セミナー、国際理解ワークショップ、外国絵本の読み聞かせ、国際理解講座の講師情報提供
 - ③ 啓発・普及・多文化共生事業
親善ボランティア育成、協会広報事業、国際交流推進事業費補助金、日本語教室及び放課後学習支援教室、外国人相談・支援事業、外国人への情報提供、外国人生活安全教室、名義後援
 - ④ 団体の育成
一宮市国際交流協会組織の充実 (補助金の交付)

6 公民館活動

公民館は地域の社会教育を中心とした生涯学習等の拠点である。そのため、地域の社会教育を進める機会と場を提供するとともに、時代に合った様々な学習活動を支援し、活発にするため、次の諸活動を実施する。

- (1) 公民館活動の充実
 - ① 連区公民館長会の開催
 - ② 指導者層の拡充
 - ア 連区公民館長の研修会
 - イ 公民館役員研修会
 - ウ 公民館主事の資質向上
 - ③ 公民館運営審議会の設置
- (2) 中央公民館事業
 - ① 地区公民館相互の連携調整に関する事業
- (3) 地区公民館事業
 - ① 地区公民館事業
 - ア 魅力ある地域づくり事業
まちづくり、世代間交流、地域の歴史・文化、コミュニティづくり、ボランティア活動に関する各事業
 - イ 家庭・青少年学習事業
青少年対象の体験活動・ボランティア体験、親子で参加できるふれあい活動、その他青少年や家庭教育に関する各事業
 - ウ 成人・高齢者学習事業
成人・高齢者対象の教養講座、趣味教室、専門講座、講演会、その他の学習活動
 - エ 女性学習事業
女性対象の教養講座、趣味教室、専門講座、講演会、その他の学習活動
 - オ 学習発表会事業
作品発表会（文化祭、作品展等）、芸能発表会（芸能祭等）、公民館まつり等
 - カ 体育レクリエーション事業
地区運動会または地区体育祭、生涯スポーツ活動、レクリエーション活動、その他の学習活動
 - ② グループ活動の奨励・指導助言
 - ③ 施設・設備の整備充実

7 生涯学習センター事業

生涯学習の拠点として市民の多様な学習ニーズに対応する場及び機会の提供を図るため次の諸活動を展開する。

- (1) 尾西生涯学習センター
 - ① 講座の開催
教養講座、生活講座、趣味講座
 - ② 施設・設備の維持管理
- (2) 尾西南部生涯学習センター
 - ① 講座の開催
実務講座、教養講座、生活講座、趣味講座、健康講座
 - ② 施設・設備の維持管理

8 社会教育推進体制の充実

社会教育に関する各種施策の充実を図り、総合的かつ効果的に展開していくため、社会教育委員で構成される、教育委員会の諮問機関を設置するとともに、職員の資質向上に向け次の諸活動を展開する。

- (1) 社会教育審議会の開催
- (2) 社会教育委員の研修と調査研究の支援
- (3) 職員の資質向上
社会教育推進に関する各種研修会・社会教育主事講習への参加

9 地域学校協働活動の推進

学校と地域の連携・協働により社会全体で子どもを守り育てる環境を整備し、地域一体となって学び合い支え合う地域コミュニティづくりを推進するため、次の諸活動を展開する。

- (1) 地域コーディネーター研修等の参加
- (2) 関係機関との連携強化や情報共有

10 その他

社会教育の充実を図るため、次の諸活動を展開する。

- (1) 社会教育関係資料の収集と提供
- (2) 自発的な各種活動への後援
- (3) 関係機関との連携・協働
- (4) 学習成果を生かす機会の充実
- (5) 生涯学習バス活用による社会教育活動の支援

一宮市連区公民館長の委嘱について

一宮市連区公民館長の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和3年3月19日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

任期満了に伴う改選のため、一宮市公民館設置及び管理に関する条例第2条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市連区公民館長 委嘱候補者

地区名	氏名	新任 再任
宮西	もり まさあき 森 雅昭	再
貴船	おかにし ひでゆき 岡西 英之	再
神山	みやた しげる 宮田 繁	新
大志	もり ひろし 森 博史	新
向山	むらかみ たかお 村上 隆雄	再
富士	いとう としひで 伊藤 俊英	再
葉栗	こじま ひろかず 小島 博和	再
西成	くまざわ よしつぐ 熊澤 良嗣	新
丹陽	おおしま ひでお 大島 英生	新
浅井	もり きしお 森 起志男	新
北方	まえじま しげひろ 前島 繁博	新
大和	うちだ しげる 内田 茂	再
今伊勢	のだ みつお 野田 満男	再
奥	えんどう としお 遠藤 利男	新
萩原	かいげん ゆきお 開現 幸夫	再
千秋	はせがわ たけし 長谷川 武	再
起	いしがき ひでみつ 石垣 栄三	再
小信 中島	あおやま かずひろ 青山 和裕	新
三条	たなか まさと 田中 正人	再
大徳	みずたに たつお 水谷 龍雄	再
朝日	ひらまつ のりお 平松 憲雄	再
開明	すぎもと さとる 杉本 智	再
木曾川	おおた たかこ 太田 孝子	再

2. 委嘱期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日

令和3年度一宮市スポーツ振興方針について

令和3年度一宮市スポーツ振興方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和3年3月19日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

令和3年度一宮市スポーツ振興方針を定めるため、本案を提出します。

令和3年度

一宮市スポーツ振興方針
(案)

一宮市

「スポーツで ^{つむ} 紡ぐ ^{えがお} 笑顔と ^{けんこう} 健康を」を基本理念に、コロナ禍においても新しい生活様式を踏まえて、スポーツの推進を実践し、市民の誰もが新しいスポーツライフを創造でき、それぞれの目的に応じてスポーツにかかわり健康的で生きがいをもって参加できるスポーツ環境づくりを推進する。

この実現に向けて「するスポーツの推進」「みるスポーツの推進」「ささえるスポーツの推進」を視点に、スポーツ振興施策全体を総合的に捉え、スポーツの基盤整備に努め、市民ニーズを的確に把握しながら必要とされる情報の発信と地域の特性に応じたきめ細やかな施策の推進を図る。

重 点 目 標

誰もが、いつでも、どこでも、目的に応じてスポーツに取り組むことができるように、三つの視点よりスポーツを行う機会の拡充や環境の整備などに努める。

【するスポーツ】

- ・誰もが気軽に生涯スポーツや競技スポーツへ参加することができる機会の充実を図るとともに、スポーツ施設の効率的な運用による利便性の向上に努める。

【みるスポーツ】

- ・スポーツ観戦の場を提供するため、トップレベルの大会の誘致を進め、各種スポーツ大会の開催等について広く情報提供に努める。

【ささえるスポーツ】

- ・各種スポーツ団体の育成・支援をはじめ、専門的な知識と技能が必要とされるスポーツ指導者と審判員の育成と資質向上に努める。

事業計画

1 生涯スポーツの推進

(1) 参加しやすいスポーツ教室の推進

自主運営によるスポーツ教室の支援

スポーツ団体などが自主運営により開催しているスポーツ教室に対する助成などの支援を行う。

(2) 地域スポーツの推進

①地区スポーツ教室の開催

スポーツ推進委員連絡協議会と連携を図り、身近な地域で気軽にできるニュースポーツなどのスポーツ教室を市内23連区で開催する。

②出前講座での対応

ニュースポーツの紹介など、出前講座要請に応じて職員を派遣し、地域スポーツの推進を図る。

(3) 健康・体力づくりの推進

①健康ウォーキングの推進

ウォーキング講習会を開催し、ウォーキング活動を奨励する。

②トレーニングルームの利用促進

公共スポーツ施設にあるトレーニングルームの利用促進を図る。

③地域のラジオ体操の推進

ラジオ体操カードを配布し、地域でのラジオ体操活動を推進する。

④オリジナルダンス体操の普及

オリジナル部分を含むダンス体操の普及を図る。

(4) スポーツ施設の利便性の維持・向上

スポーツ施設の整備や改修を図り、スポーツ施設の利便性の維持・向上を図る。

(5) 子どものスポーツ活動の推進

①スポーツ少年団の育成・支援

小学生を対象に運動することの楽しさ、喜びを伝え、日常的にスポーツに親しみ、中学校の部活動やハイレベルな競技クラブへの橋渡しと、本人が希望すれば中高校生になってもスポーツ活動を継続することができる環境をつくるため、スポーツ少年団の育成と支援を図る。

②スポーツ少年フェスティバルの開催

子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくりのイベントとして、スポーツ少年フェスティバルを開催する。

③こころのプロジェクト「夢の教室」の開催

トップアスリートやそのOB等が夢先生となり、「夢を持つこと、その夢に向っ

て努力することの大切さ」を、選手自身の経験談をもとに伝える「夢の教室」を開催する。

(6) 地域スポーツクラブの推進

誰もが気軽にスポーツを行うことができる環境づくりを目指し、地域の実情を生かした、地域住民による自主的かつ主体的に運営される総合型地域スポーツクラブを支援する。

2 競技スポーツの推進

(1) スポーツ協会による推進

①各種補助金の交付

各競技の普及育成事業や選手強化事業、講習会開催への補助金交付を行う。

②国際・全国大会等出場者激励事業

国際大会、全国大会に出場する選手・監督に対し、激励金を支給する。

③スポーツ功労者顕彰事業

スポーツ振興に功労のあった者や、各種スポーツ大会で優秀な成績を収めた者を表彰する。

(2) 県内市町村対抗競技会への派遣、参加

①愛知県スポーツ少年大会への派遣（スポーツ少年団）

西尾張大会、県大会

②愛知駅伝への参加（市）

選考会、強化練習会、試走会を開催し、大会での上位入賞を目指す。

3 障害者スポーツの推進

(1) 障害者スポーツへの参加促進

①障害者スポーツの情報提供

県内の障害者スポーツに関する情報提供を充実する。

②障害のある人が参加できるスポーツイベント開催に向けた環境整備

4 プログラムの拡充

(1) 市民大会の実施

①一宮市スポーツ協会に委託し、加盟する35競技団体の市民大会を実施する。

②手話通訳者派遣費負担金を支給するなど、競技団体に対して障害のある人の参加について可能な限り配慮するよう依頼する。

(2) 誰もが参加できるスポーツ大会等の開催

オープン大会・イベントの開催

スポーツ団体への所属、障害の有無、年齢を問わず、誰でも参加できるスポーツイベントを開催する。

- ・いちのみやタワーパークマラソン
- ・ニューススポーツフェスティバル

(3) 大規模大会開催に伴う関連イベント等の開催

- ①東京2020オリンピック聖火リレーを愛知県実行委員会と協力し実施する。また、一宮市内を通過する際には、ミニセレブレーション（途中区間で行われる小規模なセレモニー）を開催する。
- ②東京2020パラリンピック聖火フェスティバルに向けた採火イベントを開催する。

5 各種スポーツ大会などの観戦推進

各種スポーツ大会などの観戦の場の提供

- ①オリンピック種目である7人制ラグビーフットボールの「関西・一宮セブンズ」を開催する。
- ②国内トップレベルの大会の誘致
総合体育館を中心とした会場で、国内トップレベルの大会を誘致する。
- ③広域スポーツ大会運営補助金の交付
市民が高いレベルの競技を観戦する機会として、一宮市で行われる全国規模または国際規模の広域スポーツ大会に要する経費に対し、大会支援のための補助金を交付する。
- ④スポーツ観戦情報の提供
市広報、市及びスポーツ協会ウェブサイトなどに、総合体育館などでのスポーツイベントやスポーツ協会加盟団体の活動を掲載し、情報の周知を図る。
- ⑤国際的なスポーツイベント事業誘致
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のチームキャンプ地誘致による参加チームの受け入れや2026アジア競技大会の競技会場としての受入体制を整える。

6 指導者の確保

人材の発掘・育成

- ①スポーツ推進委員の研修の支援
地域スポーツ振興を担うスポーツ推進委員の知識・技術の向上を図るため、研修会の開催や全国・東海四県・愛知県・西尾張の研修会へ派遣する。
- ②指導者講習会等の開催の支援
競技ごとの指導者・審判員養成を図るため、スポーツ団体が行う講習会を支援する。

7 ホームタウンとしての支援

(1) ホームタウン支援書の交付及び活動支援

- ①女子ソフトボールチーム「ドリームシトリン」
- ②女子フットサルチーム「アスレジーナ UNIAO あいち一宮」
- ③男子バレーボールチーム「ウルフドッグス名古屋」

8 情報提供の充実

(1) スポーツ協会ウェブサイトの充実

- ①情報量を増加させる。
- ②加盟団体等のウェブサイトへリンクを張り、利便性を向上させる。

(2) 各種スポーツ関連催事の情報提供

- ①スポーツ協会加盟団体が実施する各年齢層を対象とした教室、大会の情報提供をする。
 - ・市及びスポーツ協会ウェブサイト、市広報等
- ②スポーツ推進委員が実施するニュースポーツを中心とした地区スポーツ教室等の開催情報を提供する。
 - ・市ウェブサイト、市広報等

(3) スポーツ施設に関する情報提供

- ①施設の内容、利用方法、予約システムの登録等の情報提供
 - ・市ウェブサイト、「一宮市スポーツ施設予約システムのご案内」（紙媒体）
- ②施設の利用状況（空き状況）の情報提供
 - ・予約システム（ウェブサイト）

一宮市スポーツ推進委員の解嘱について

一宮市スポーツ推進委員の解嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和3年3月19日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

一宮市スポーツ推進委員に関する規則第4条第2項の規定により本案を提出します。

1. 一宮市スポーツ推進委員 解嘱該当者

(解嘱日 令和3年3月31日)

氏 名	備 考
やまかわ ちはる 山川 千晴	令和3年1月14日付で 辞任届が提出されたため
あんどう たかとし 安藤 孝俊	令和3年1月29日付で 辞任届が提出されたため

昭和37年2月20日

教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(平23教委規則4・一部改正)

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、一宮市民のスポーツの振興に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- (1) 市民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
 - (2) 市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
 - (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
 - (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。
 - (5) 市民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツの振興のための指導及び助言を行うこと。
- 2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(平23教委規則4・一部改正)

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、117名以内とする。

(平17教委規則27・平22教委規則6・平23教委規則4・一部改正)

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、同項の期間中においてもスポーツ推進委員を解嘱することができる。
- 3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

(平12教委規則3・平23教委規則4・一部改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、一宮市民のスポーツの振興に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- (1) 市民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じて協力すること。
- (5) 市民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツの振興のための指導及び助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、市長が定める。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、117名以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、同項の期間中においてもスポーツ推進委員を解嘱することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において教育委員会の委嘱を受けていたスポーツ推進委員で、施行日以後においてもその任期があるもの(以下「旧スポーツ推進委員」という。)については、施行日において市長の委嘱を受けたスポーツ推進委員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、旧スポーツ推進委員の施行日における任期の残任期間と同一の期間とする。

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（条文）【抜粋】

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

【参考】特定地方公共団体について

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。））にあつては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

第 19 号議案

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の解
嘱について

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の解嘱につ
いて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和 3 年 3 月 1 9 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

提案理由

教育委員会の所管事務の一部（指定管理者に管理を行わせている施設の
管理運営に関すること）を活力創造部へ移管することになったため本案を
提出します。

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員 解嘱該当者

(地域文化広場・市民会館等)

(解嘱日 令和3年3月31日)

氏名	備考
たかはし しん や 高橋 信哉	一宮市教育長
ほり ひさ し 堀 尚志	一宮市 教育文化部次長
まきの しん や 牧野 信也	公認会計士
うおずみ なお と 魚住 直人	学識経験者 (弁護士)
にしむら し ま 西村 志磨	学識経験者 (至学館大学 健康科学部准教授)
さうだ みきこ 左右田 三樹子	施設利用者代表 (一宮市民会館)
ふわ ひろし 不破 皓	施設利用者代表 (尾西市民会館)
うえだ こ 植田 れい子	施設利用者代表 (地域文化広場)
ひら た ひろ こ 平田 博子	施設利用者代表 (地域文化広場)

(一宮スポーツ文化センター等・アイプラザー宮)

(解嘱日 令和3年3月31日)

氏名	備考
たかはし しん や 高橋 信哉	一宮市教育長
ほり ひさ し 堀 尚志	一宮市 教育文化部次長
まきの しん や 牧野 信也	公認会計士
うおずみ なお と 魚住 直人	学識経験者 (弁護士)
にしむら し ま 西村 志磨	学識経験者 (至学館大学 健康科学部准教授)
かわうら かつ まさ 川浦 勝正	施設利用者代表 (一宮スポーツ文化 センター)
いとう すず こ 伊藤 鈴子	施設利用者代表 (一宮スポーツ文化 センター)
たなか たもつ 田中 多茂津	施設利用者代表 (スケート場)
はな き ゆきのぶ 花木 行信	施設利用者代表 (アイプラザー宮)

(スポーツ施設・体育館施設等)

(解嘱日 令和3年3月31日)

氏名
の なか ゆうすけ 野 中 裕 介
ほり ひさ し 堀 尚 志
あさ い せい じ 浅 井 清 史
たか ぎ みち ひさ 高 木 道 久
きく ち ひで お 菊 池 秀 夫
まえ しま ひろ し 前 島 弘 嗣
たか はし み さ こ 高 橋 美 佐 子
いけ だ かおり 池 田 香
てら さわ あき お 寺 澤 秋 男

備考
一宮市 教育文化部長
一宮市 教育文化部次長
公認会計士
学識経験者 (弁護士)
学識経験者 (中京大学 スポーツ科学部教授)
施設利用者代表 (光明寺公園球技場)
施設利用者代表 (温水プール)
施設利用者代表 (尾西スポーツセンター)
施設利用者代表 (木曾川体育館)

一宮市立図書館協議会委員等の解任について

一宮市立図書館協議会委員の解任及び一宮市教育委員会図書館運營業務委託評価委員会委員の解嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和3年3月19日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

教育委員会の所管事務の一部を活力創造部に移管することとなったため、本案を提出します。

1 一宮市立図書館協議会委員 解任該当者

氏 名	備 考
わたなべ ひろし 渡 邊 博 司	学校教育関係者 (一宮市立富士小学校長)
みやざき はつみ 宮 崎 初 美	社会教育関係者 (公民館運営審議会委員)
おがわ のりこ 小 川 典 子	社会教育関係者 (社会教育委員)
ながひさ しげゆき 長 久 重 幸	社会教育関係者 (つつみざくら代表)
ちゅうじょう のりこ 中 條 紀 子	家庭教育の向上に資する活動を行う者 (おはなし広場たんぽぽ元代表)
むしか のりこ 虫 鹿 典 子	家庭教育の向上に資する活動を行う者 (おはなしグループいろりん代表)
こばやし かつ 子 小 林 勝 子	家庭教育の向上に資する活動を行う者 (図書館みのりの会代表)
しまざき むねこ 嶋 崎 宗 子	学識経験者 (元木曾川町立図書館資料選定委員会委員)
ないとう としかず 内 藤 俊 和	学識経験者 (元一宮市立中央図書館長)
こざわ えり 小 澤 江 里	学識経験者 (元一宮市立子ども文化広場図書館専門員)

2 解任日

令和3年3月31日

1 一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会委員 解嘱該当者

氏名
たかはし しんや 高橋 信哉
のなか ゆうすけ 野中 裕介
うつき やすし 宇都木 寧
なかがわ のりお 中川 憲夫
すがの いくこ 菅野 育子
いとう ふみえ 伊藤 文栄
おがわ のりこ 小川 典子

備考
一宮市教育長
教育文化部長
弁護士
公認会計士
愛知淑徳大学教授
施設利用者代表
施設利用者代表

2 解嘱日

令和3年3月31日

一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する図書館について、図書館運営業務に係る委託の導入に伴い、委託期間中における図書館運営業務委託の受託者（以下「受託者」という。）の事業状況を評価するため、図書館運営業務委託評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、受託者があらかじめ作成する業務計画書等の記載内容と受託者が実際に提供した業務内容について比較検討を行うため、次に掲げる事項について審査し、評価するものとする。

- (1) 図書館運営業務の実施状況
- (2) 図書館の利用状況
- (3) 利用者意見の調査結果
- (4) 運営業務実績の自己評価
- (5) 図書館の实地調査結果
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員7名をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育文化部長
- (3) 弁護士
- (4) 公認会計士
- (5) 学識経験者
- (6) 施設利用者代表

2 委員会に会長及び副会長を置き、会長には教育長、副会長には教育文化部長をもって充てる。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年間とする。ただし、教育委員会は、委員の同意を得て、これを延長することができる。

2 委員が辞任し、又は欠けたときは、速やかにこれを補充するものとする。

この場合における任期は、前任者の残任期間とする。

(身分)

第5条 委員の身分は、非常勤の特別職とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

4 会議は、公開しないものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育文化部図書館事務局が処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成25年9月27日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

○図書館法（昭和二十五年四月三十日法律第百十八号）【抜粋】

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館を置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

○一宮市立図書館条例（昭和31年4月1日条例第18号）【抜粋】

（図書館協議会の設置）

第4条 図書館に法第14条第1項に規定する図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

（委員の定数）

第5条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とする。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一宮市文化財保護審議会委員の解任について

一宮市文化財保護審議会委員の解任について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和3年3月19日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

教育委員会の所管事務の一部を活力創造部に移管することになったため、本案を提出します。

1. 一宮市文化財保護審議会委員 解任委員

氏 名	備 考
おがわ いちろう 小川 一朗	古文書
なかがわら いくこ 中川原 育子	仏教美術
きとう ひであき 鬼頭 秀明	民俗
ひらまつ よしお 平松 良雄	考古
まえだ たかし 前田 隆司	植物
の の が き あつし 野々垣 篤	建築
かさい まさなお 笠井 雅直	産業経済史 (織物・工業)
のざわ のりゆき 野澤 則幸	工芸

2. 解任年月日

令和3年3月31日

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

令和3年3月19日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
相当と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が相当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
25	一般社団法人 一宮市歯科医師 会 会長 かみむら せいいちろう 上村 誠一郎	歯と口の健康週間 ポスター募集	・歯と口の健康週間(6月4日～10日)にちなんだポスターの募集・表彰式 ・参加者:一宮市立小中学校の児童生徒450名	・募集期間: 令和3年 4月1日(木) ～5月7日(金) ・表彰式: 令和3年 6月6日(日)	・表彰式: 一宮市医師 会館	無料	(4) (6)
26	一宮子ども将棋の 会 会長 くづや はるなだ 葛谷 晴貞	一宮子ども将棋教室	・子ども将棋教室を月2回年間24回以上開催 ・初心者から中級者まで各人の棋力に応じて、きめ細かく指導する。 ・ルールの説明、詰将棋、定跡講座、実戦対局、指導対局を行う。 ・参加者:市内小学生を中心に母親・父親・祖母・祖父など保護者 ・各回20名×24回以上 480名以上	令和3年 4月1日(木)～ 令和4年 3月31日(木) 原則毎月2回 (土・日・祝日) 計24回以上	一宮市テニ ス場 旧管理 棟2F会議室	有料 年会費 4,000円	(6)
27	一般社団法人 明宝ツーリズムネット ワークセンター 代表 にしわか のりちか 西脇 徳近	子どもだけで行く自然 体験旅行「冒険KID 'S」	[日帰り] ①自由に川泳ぎ ②岩から飛び込み ③魚とり ④浮き輪でウォータースライダー ・自然体験を通して、子どもたちが本来持つ『生きる力』を掘り起こす。 ・参加者:一宮市在住の小学生 ・募集人員:280名(各40名)	[日帰り] 令和3年 7月25・31日 8月4・7・11・19・23 日	岐阜県郡上市 明宝	有料 [日帰り] 14,900円	(6)
28	NPO法人 元気な学校を 支援し創る会 代表者 きむら よしひろ 木村 芳博	令和3年度 教師力アップセミナー(オン ライン)	・授業名人や優れた実践者、研究者の講演を通じて、教師の資質・授業技術の向上に寄与することを目的とする。 ・参加者:1回あたり教員100名	①令和3年 5月8日(土) ②令和3年 10月10日(日)	WEB上にて 開催	無料	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
31	チアフル・ママ 代表 江崎 あずみ 主催(共催) チアフル・ママ 及び NPO法人ORR 社会貢献センター	旬の家族フェス 2021 in とみだやま	子ども仕事体験、選挙体験、ブース出展など	令和3年 4月18日(日)	富田山公園 周辺・尾西グ リーンプラザ ほか	無料 (一部イベントには 体験料が必要)	(4) (6)
32	木曾川文化創造 ワークショップ 運営委員長 桑山 征宏	第77回 きそがわふれあい コンサート	ジャズコンサート	令和3年 5月30日(日)	木曾川文化 会館	有料 1,000円	(6)
33	木曾川文化創造 ワークショップ 運営委員長 桑山 征宏	第78回 きそがわふれあい 公演	柳家燕弥氏による 落語会	令和3年 9月19日(日)	木曾川文化 会館	有料 1,000円	(6)
34	株式会社 平安 閣 代表取締役 土田 誠樹	「ありがとうを贈ろう。」キャンペーン	「ありがとう」に関するメッセージを募集し、その中から選出した100作品ほどを掲載した「ありがとうの本」を制作。名古屋市・一宮市などの小学6年生および希望者に配布。	(募集期間) 令和3年 5月1日(土)～ 8月31日(火)	—	無料	(6)
35	家庭倫理の会一 宮市 会長 小島 和代	子育てセミナー	「和やかな家庭づくり」をテーマとしたセミナー	令和3年 5月20日(木)	一宮市民会 館	有料 500円	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
38	愛知県一宮総合運動場 場長 森 清	第28回早起軟式野球大会	予選は5チームによるブロック別リーグ戦、各ブロック1位3チームによる決勝トーナメント戦	令和3年4月4日(日)～毎週日曜日12日間(5月2日を除く)	いちい信金スポーツセンター野球場	1チーム 22,000円	(4) (6)
39	愛知県一宮総合運動場 場長 森 清	令和3年度 春期はじめてのヨガ教室	一般(18歳以上、高校生を除く)対象に全10回開催。定員各コース10名	・日曜コース 令和3年4月11日～6月27日 毎週日曜日(5月2日、6月20日を除く) ・木曜コース 令和3年4月8日～6月24日 毎週木曜日(4月29日、5月6日を除く)	いちい信金スポーツセンター 会議室	各コース 1人 6,700円	(4) (6)
40	愛知県一宮総合運動場 場長 森 清	令和3年度 春期テニス教室	一般(18歳以上、高校生を除く)対象に全10回開催。定員各コース20名	・月曜コース 令和3年4月12日～6月21日 毎週月曜日(5月3日を除く) ・金曜コース 令和3年4月9日～6月18日 毎週金曜日(4月30日を除く)	いちい信金スポーツセンター 庭球場	1人 7,500円	(4) (6)
41	一宮サッカー連盟 理事長 丹下 金政	2021年度 一宮・中日少年サッカースクール	一宮市内の小学校1年生～6年生の男女を対象にサッカーを通じて「心・技・体」の向上を目的として開催。	令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)	市内各小学校運動場	月額 3,300円	(3) (6)
42	特定非営利活動法人 木曾川文化・スポーツクラブ 理事長 日比野 隆夫	木曾川文化・スポーツクラブ(各事業及び各種スポーツ教室等)	各種スポーツ教室及び文化教室・講習会・体カテスト・スポーツフェスティバル・スポーツ大会の開催	令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)	一宮市木曾川体育館他	《年会費》 正会員 10,000円 指導者 3,500円 一般(高校生以上) 3,500円 一般(中学生以下) 2,400円 ファミリー会員(3人目以降) 1,000円減額 《教室参加費:教室内容により異なる》 月額500円～3,000円 年額1,850円～18,000円	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
43	愛知パラ陸上競技協会 理事長 河合 正治 <small>かわい しょうじ</small>	2021愛知パラ陸上競技フェスティバル	100m・400m、走幅跳、やり投	6月20日(日)	いちい信金・スポーツセンター	1人1種目 1,000円 追加種目は 500円	(1) (4) (6)
44	一宮軟式野球連盟 会長 鳥越 豊 <small>とりごえ かつか</small>	第8回全尾張軟式野球大会(中学の部)	尾張(東尾張・西尾張・知多)地区の各支部代表1チームによる軟式野球大会	11月27日(土)・28日(日)・12月4日(土)・5日(日) 予備日12月12日(日)・18日(土)	平島公園野球場 大野極楽寺公園野球場	1チーム 15,000円	(7)
45	一宮市バレーボール協会 会長 加藤 一代 <small>かとう かずよ</small>	令和3年度 一宮地区・尾西地区「小学生バレーボールクラブ」教室	土曜日を活用し学校外活動の一環として、バレーボールの教室、大会を開催する。 ①一宮地区 市内小学校1年生から6年生の児童を対象とする。 ②尾西地区 小学校2年生から5年生の児童を対象とする。	①令和3年5月8日(15日)(土)～令和4年3月26日(土) ②令和3年5月8日(土)～令和4年3月26日(土)	①一宮地区 市内各小学校屋内運動場 ②尾西地区 起小学校屋内運動場	①年会費 1人 4,000円 ②年会費 1人 7,000円	(3) (6)
46	全日本少年硬式野球連盟東海スラッガーズヤング代表 三輪 尚宏 <small>みわ なおひろ</small>	第19回ヤングリーグ愛知県知事杯争奪愛知大会	トーナメントによる少年硬式野球大会	令和3年5月3日(月・祝)～5月5日(水・祝)	平島公園野球場ほか	1チーム 20,000円	(6)